

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「2法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準（以下「役員報酬等支給基準」という。）の変更について、2法人から知事に届出があり、平成23年1月18日付けで知事から当評価委員会に通知（資料2-2）があったため、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

- 評価委員会は、役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。（地方独立行政法人法49条2項）
- 役員報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。（同法48条1項）
- 役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。（同法48条3項）

1 変更の趣旨

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「3法人」という。）の常勤役員の報酬については、法人設立時において、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員（以下「国指定職」という。）の取扱いを参考に定めている。

今般、平成22年人事院勧告を受けて国指定職の俸給表（俸給月額）及び期末・勤勉手当の支給割合が改定されたことから、2法人においては、その改定内容を参考に、役員報酬等支給基準のうち、常勤役員の基本報酬の額及び賞与の支給割合を変更したもの。

2 変更内容

(1) 基本報酬（月額）

		変更前 (H21 人勸)	変更後 (H22 人勸)	備考
総合医療センター	理事長	865,200 円 以内	863,140 円 以内	地域手当(3%) 相当額を含む。
	副理事長	805,460 円 以内	803,400 円 以内	
	理事	747,780 円 以内	745,720 円 以内	
下呂温泉病院	理事長	840,000 円 以内	838,000 円 以内	
	副理事長	782,000 円 以内	780,000 円 以内	
	理事	726,000 円 以内	724,000 円 以内	
(参考) 国指定職	3号俸	840,000 円	838,000 円	
	2号俸	782,000 円	780,000 円	
	1号俸	726,000 円	724,000 円	

(2) 賞与支給割合（月数）

		変更前(H21 人勸)	変更後(H22 人勸)	備考
総合医療 センター	6月	1.45	1.40	
	12月	1.65	1.55	
	計	3.10	2.95	
下呂温泉 病院	6月	1.45	1.40	
	12月	1.65	1.55	
	計	3.10	2.95	
(参考) 国指定職	6月	1.45	1.40	期末0.625+勤勉0.775
	12月	1.65	1.55	期末0.775+勤勉0.775
	計	3.10	2.95	期末1.400+勤勉1.550

3 変更後の基準の適用年月日

平成23年1月1日（変更日：平成22年12月14日[総合]、同月16日[下呂]）

4 変更後の役員報酬等支給基準

資料2-2のとおり

5 参考事項

- (1) 現在、3法人の常勤役員はすべて職員を兼務し、職員給与の支給を受けているため、常勤役員報酬の支給の対象となる者はいない。
- (2) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院は、国指定職の俸給月額及び期末・勤勉手当の支給割合が改定された場合も常勤役員報酬をこれに連動させることなく、別途必要に応じて見直しを行うこととしており、今回は役員報酬等支給基準の変更は行わない。

○地方独立行政法人法

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下…「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。